

訪問介護

基本部分 ()内旧単位			<u>高齢者虐待 防止措置 未実施減算</u>	<u>業務継続 未策定減算</u>	身体介護に続いて 生活援助の実施	2人での 介助	早朝夜間深 夜加算	特定事業所加算 V	中山間地域 等にかかる 加算	同一建物減算 ※															
身体介護 (1回につき)	20分未満	163 単位(167)	-1/100	-1/100	<table border="1"> <tr><td>20分まで</td><td>65 単位(67)</td></tr> <tr><td>20分以上 45分未満</td><td>130 単位(134)</td></tr> <tr><td>45分以上</td><td>195 単位(201)</td></tr> </table>	20分まで	65 単位(67)	20分以上 45分未満	130 単位(134)	45分以上	195 単位(201)	×200/100	早朝 6~8時 夜間 18~22時 +25/100 深夜 22~翌6時 +50/100	<table border="1"> <tr><td>(I)</td><td>+20/100</td><td rowspan="4">+3/100</td></tr> <tr><td>(II)</td><td>+10/100</td></tr> <tr><td>(III)</td><td>+10/100</td></tr> <tr><td>(IV)</td><td>+3/100</td></tr> </table>	(I)	+20/100	+3/100	(II)	+10/100	(III)	+10/100	(IV)	+3/100	特別地域加算 +15/100 中山間地域等 における 小規模事業所 加算 +10/100 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算 +5/100	事業所と同一 建物又は同一 建物 20人以上 ×90/100 うち、 90/100 以上の場合 ×88/100 事業所と同一 建物 50人以上 ×85/100
	20分まで	65 単位(67)																							
	20分以上 45分未満	130 単位(134)																							
	45分以上	195 単位(201)																							
(I)	+20/100	+3/100																							
(II)	+10/100																								
(III)	+10/100																								
(IV)	+3/100																								
20分以上 30分未満	244 単位(250)																								
30分以上 1時間未満	387 単位(396)																								
1時間以上 30分増すごとに	567 単位(579) + 82 単位(84)~																								
生活援助 (1回につき)	20分以上 45分未満	179 単位(183)																							
	45分以上	220 単位(225)																							
通院等乗降介助 (1回につき)		97 単位(99)																							

※ 事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合
なお、本減算を算定する際は、支給限度額を算出する折に当該減算前の単位数を算入

支給限度額管理対象外

加算名	単位数	単位数		
		1日 につき	1月 につき	1回 につき
初回加算	200 単位		●	
緊急時訪問介護加算	100 単位			●
生活機能向上連携加算	(I)	100 単位	●	
	(II)	200 単位	●	
<u>口腔連携強化加算</u>	<u>1月に1回を限度</u>	50 単位		●
認知症専門ケア加算	(I)	3 単位	●	
	(II)	4 単位	●	

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定点（訪問介護）

名称	詳細
<p>(新設) 口腔連携強化加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に対し届出を行った事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算します。</p> <p>イ 事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」という。）の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。</p> <p>(2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。</p> <p>(3) 当該事業所以外の指定訪問介護事業所又は他サービスの介護事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。</p>
<p>(変更) 特定事業所加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に加算します。</p> <p>次に掲げる区分における基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事業所加算(Ⅰ)：基準(1)から(7)のいずれにも適合 ○ 特定事業所加算(Ⅱ)：基準(1)～(4)のいずれにも適合し、かつ、(5)又は(6)のいずれかに適合 ○ 特定事業所加算(Ⅲ)：基準(1)～(4)まで及び(7)(8)のいずれにも適合 ○ 特定事業所加算(Ⅳ)：基準(1)～(4)まで及び(8)のいずれにも適合 ○ 特定事業所加算(Ⅴ)：基準記載略 <p><基準></p> <p>(1) 全ての訪問介護員等及びサービス提供責任者に対し、訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準に従い、サービスが行われていること。</p> <p>① 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p>

名称	詳細
	<p>② サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。</p> <p>(3) 全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的を実施すること。</p> <p>(4) 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</p> <p>(5) 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及びⅠ級課程修了者の占める割合が50%以上であること。(6) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくはⅠ級課程修了者であること。ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所は、常勤のサービス提供責任者を2以上配置していること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4及び要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が20%以上であること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>a) 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じてサービスを行うことができる体制を整備していること。</p> <p>b) 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>c) 医師、看護職員、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する対応方針の見直しを行うこと。</p> <p>d) 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>e) 前年度又は算定日が属する月の前三月間において次に掲げる基準に適合する利用者が1人以上であること。</p> <p>i) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>ii) 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者であること。</p> <p>(8) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。</p> <p>② 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。</p>

名称	詳細
(変更) 認知症専門ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(I) : 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 (以下「対象者」という。) の占める割合が 50%以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が 20 人未満である場合にあっては 1 以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては 1 に対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(II) : 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 20%以上であること。</p> <p>(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(4) 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>
(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>
(新設) 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>
(変更) 同一建物減算	<p>事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物 (以下「同一敷地内建物等」という。) に居住する利用者 (事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 又は事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物 (同一敷地内建物等を除く。) に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定します。</p> <p>事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定します。</p>

名称	詳細
	<p>ただし、別に厚生労働大臣が定める以下の基準に該当する事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 88 に相当する単位数を算定します。</p> <p>正当な理由なく、事業所において、算定日が臆する月の前六月間に提供したサービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が 90% 以上であること。</p>